

令和8年第2回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和8年2月26日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所南庁舎 2階 大会議室

○ 出席した委員 (19名)

1番 森 武雄	8番 滝沢 久美子	15番 堺澤 務
2番 中嶋 隆	9番 小松原 博	16番 伊藤 宏美
3番 木下 亜紀	10番 塩木 操	17番 河上 邦和
4番 小松原 ひとみ	11番 上田 佳子	18番 吉瀬 久司
5番 倉田 益式	12番 春日 知也	19番 氣賀澤 道雄
6番 小松 伸治	13番 北澤 満	
7番 田村 晴男	14番 宮澤 秀一	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (6名)

20番 小平 裕一	22番 小池 政幸	24番 菅沼 佳彦
21番 小原 正隆	23番 山崎 幸夫	25番 白川 眞武

○ 欠席した委員 (0名)

○ 事務局職員出席者

事務局長	入谷 吉博
次 長	山本 孝浩
主 任	竹村 直人
主 査	高坂 貴和

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第 6号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 7号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 8号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 9号	農用地利用集積等促進計画案の策定について (貸借)
議案第10号	農用地利用集積等促進計画案の策定について (売買)
議案第11号	賃借料情報の区分設定及び提供について

駒ヶ根市農業委員会総会規則第 15 条の規定によりここに署名する。

会 長

議事録署名人 7 番 (田村)

議事録署名人 8 番 (滝沢)

開 会 令和8年2月26日 午後2時58分

局 長 (入谷 吉博君)

それでは、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

若干時間前ではございますが、皆さんおそろいになりましたので、ただいまから令和8年第2回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきます。

まず初めに氣賀澤会長より御挨拶をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

改めまして、皆様、こんにちは。(一同「こんにちは」)

2月ですけれども、とても暖かい日が続いております。これが続くことがありますと、また土手の草刈りが1回増えるのではないかと心配しておりますし、地元でイチゴ、花卉、果樹をやっている方もおられると思いますけれども、気温、気候が進んじゃって、そこら辺をやっておられる方は大変じゃないかと想像しております。

昨日、今日と新聞に養命酒の売却の問題が出ていました。ある投資会社が養命酒製造の株を買って、旧村上ファンド系の会社が公開買い付けしてそれを投資会社に譲渡し、今度は、土地と事業と、事業の中でもいわゆる工場と「くらすわ」事業に分割してそれぞれを売却する、ざっと言うとなんな感じですよ。

問題は、「くらすわ」を伸ばしたいけれどもなかなかうまくいっていないということで、買手がなかったらだんだん撤退していくというような記事が出ておりました。

ここにおられる方でもそちらへ農産物や農産加工品を出している方がおられますし、駒ヶ根市の近隣農家の方の販売所になっていて、だんだんいい方向が出てきたけれども、それがなくなると大変なことだと思っております。

また、駒ヶ根市の観光というところでも、一つの見玉だったものがなくなっちゃいますと、またそこで大きな問題が出てくるのではないかと心配しております。

早めに動いて、観光協会などから情報を得ながら対応していくのがいいのではないかと勝手に思っております。私が言う前に、もう皆さん動いているとは思いますが、この2日間の記事を見ましてこのように思いましたので、この場でしゃべらせていただきました。

また今日も幾つか審議事項がありますので、よろしくをお願いいたします。

簡単ですが、終わります。

局 長 (入谷 吉博君)

ありがとうございました。

それでは会議前の一言と農業委員会憲章の朗読でございますが、今回は順番で7番 田村晴男委員をお願いいたします。

7 番 (田村 晴男君)

皆さん、こんにちは。

ちょっと声がおかしいですけど、実は、こんなような状態ですので今日は休みをもらおうかと思っておりましたけれども、発言順が後ろの滝沢さんが嫌な顔をするともずいということ、何とか這いずるように出てまいりました。よろしく願いいたします。

この病状ですけれども、ちょうど2年前のファーマーズの集いあたりからせきが出始めて、それから一年中ずっと風邪をひいていてのどがからからしているような状態でございます。

そして、去年の年末には肺炎まで行かまして、病院のほうもあれだし、入院せずにうちで寝ておれということで、うちで1週間寝ており、正月の間もずっと寝ておりましたという形で、大ごとにならずに済みました。

だけれども、それから昨年3月になって高所作業車から落っこちるようなへまをしておかしまして、体の中に4か所ほど骨折ができてしまいました。ただ、骨折のほうは、開いて縫ったりするようなところは全然なくて、ただ痛みが取れるまで待つというような形で過ごしました。

そのときは、めまい症っていうのが出てきまして、高いところに上ったら目が余計に回っちゃって今どこに立っているかも分からないような状態で落っこちたというような状態でございます。

それから、あとは、車で走行中に何回か目が回っちゃって車を落としたというようなことで、大きい車を持っていましたけど、ついに廃車にいたしました。

私はそんな状態で、農業委員の次の方を決めることが必要な時期に入りまして、次期の方を決めてほしいということでお願いしまして、次期の方が決まりまして、私はこの7月までというふうになっておりますけれども、何とか体を休めながら務めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

何だか体の悪いことの言い訳をしているような話になってしまいましたが、今はこんな状態でございます。

どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

それでは駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませさせていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕(一同起立)

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕(一同着席)

局 長 (入谷 吉博君)

大変ありがとうございました。

それでは、以後の議事進行につきましては氣賀澤会長にお願いしたいと思

会 長

ます。

(氣賀澤 道雄君)

これより令和8年2月2日付、告示第4号をもって招集しました令和8年第2回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

農業委員定数19名、ただいまの出席委員数19名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は総会規則第15条第2項の規定により議長において7番 田村晴男委員、8番 滝沢久美子委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任

(竹村 直人君)

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第3条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計4件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては2ページ左側を御覧ください。

3-1で表示した場所になります。

中割区、 の西1筆149㎡になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は現在市外に居住しており農地の管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

続いて2件目でございます。

場所につきましては2ページ右側を御覧ください。

3-2で表示した場所になります。

上赤須区、 の北1筆259㎡になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人は新たに営農を始めるため当地を取得したい、

譲渡人は現在市外に居住しており農地の管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

続いて3件目でございます。

場所につきましては3ページ左側を御覧ください。

3-3で表示した場所になります。

上赤須区、[]の北2筆、計557㎡になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は今後当市に移住するに当たり新たに営農を始めるため当地を取得したい、譲渡人は現在空き家となっている土地を手放すに当たり隣接する農地も併せて売却することとなったため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

続いて4件目でございます。

場所につきましては3ページ右側を御覧ください。

3-4で表示した場所になります。

上赤須区、[]の北東3筆、計1,350㎡になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は現在市外に居住しており農地の管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

以上4件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

20番 (小平 裕一君)

1番ですけれど、現在は何も耕作していませんけれど、位置図は[]つて書いてある家があるんですけど、今はこの[]が草刈りだけして管理していたみたいです。

今度の[]は地元で手広く農業をやっていて、特に管理等、耕作については問題ないと判断いたしました。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは2番、お願いいたします。

9 番 (小松原 博君)

2番です。

2月7日に氣賀澤会長と一緒に現地調査を実施してまいりました。

こちらにありますように、■■■■のお宅は、もう3年ぐらい前ですか、独りで暮らしていたおじいさんが亡くなって、その後は長野市在住の長男の■■■■が相続されて今日に至っております。

空き家になっているということで、そのお宅を■■■■が購入され、それに隣接する農地も一緒に取得するということで今回の申請になりました。

それで、農地もそんなに大きくなく、もともと、おじいさんが生きている頃は畑として利用しておりまして、継続してそちらを家庭菜園っていう形でやっていきたいと本人はおっしゃっております。

続いて3番です。

■■■■の■■■■ですけど、実は、この方は今回購入される農地の近くの出身の方で、現在は■■■■で■■■■に住んでいるけど、行く行くは実家の近くに住みたいということで、今回ここを購入されて、その宅地と地続きの農地を購入するということで、こちらも平米数の少ない家庭菜園的な形で管理していくということだそうです。

続けて4番をお願いします。

これは、上赤須の■■■■、その東斜面に位置する場所になりまして、■■■■は養子に行き■■■■に住まわられていて、相続した土地だけでも管理が困難ということで、宅地及び農地を隣接する■■■■に購入していただくということで話が進みまして申請に至った経緯がございます。

それで、一応、管理としては野菜を栽培していくっていう状況だそうです。隣接地は■■■■で、■■■■を作っておりますから、行く行くはそちらを増やすのではないかっていう気はしますが、一応当面は野菜を作っていくたいってことだそうです。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、議案第6号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
- 主 任 (竹村 直人君)
それでは議案書4ページをお開きください。
農地法第4条の規定による許可申請について御説明させていただきます。
場所につきましては5ページをお開きください。
4-1で表示した場所になります。
中沢区中山、XXXXXXXXXXの東1筆56㎡になります。
4ページにお戻りください。
申請目的でございますが、住宅敷地。
理由でございますが、申請人はこれまで住宅敷地として使用してきた土地について農地法による手続が取られていないことが分かったため追認の手続を取りたいというものでございます。
農振法等でございますが、農振地域内農用地区域外となっております。
農地区分につきましては消極的2種、不許可の例外として施設拡張で見えます。
以上1件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
ありがとうございました。
それでは地元委員の補足説明をお願いします。
- 13番 (北澤 満君)
相続の手続を取っていたら農地に建物が建っていたということが分かったそうです。
てんまつ書をつけて農地転用の許可をいただき、意見書を書かせていただきました。
中沢地区は、昭和40年の初めの頃、何か農地転用しなくても家が建てられたというところであったそうであります。そういうふうに書かれておりました。多分これは業者が分かっている書いた作文だと思いますけれども、そういうことで、畑地56㎡でありますけれども、そこへ家を建ててしまったということであります。
手続を取って、これからも使えるように、住宅として使用するということがありますので、よろしく申し上げます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
ありがとうございました。
それでは、これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第7号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主 任 (竹村 直人君)
それでは議案書6ページをお開きください。
農地法第5条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。
計4件でございます。
まず1件目でございますが、場所につきましては7ページ左側を御覧ください。
5-1で表示した場所になります。
中割区、XXXXXXXXXXの北西2筆、計943㎡になります。
6ページにお戻りください。
申請目的でございますが、住宅用地。
理由でございますが、譲渡人は現在借家住まいであるが、家族が増えたことから実家や保育園が近く子育てもしやすい当地を住宅用地として取得したい、譲渡人は高齢であり農業経営規模を縮小するため譲受人の要請に応じるというものでございます。
農振法等でございますが、令和8年1月8日、農振除外が認可となっております。
農地区分につきましては1種、土地改、不許可の例外として集落接続で見えます。
続いて2件目でございます。
場所につきましては7ページ右側を御覧ください。
5-2で表示した場所になります。

市場割区、 の東2筆、計297㎡になります。

6ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は田舎暮らしへのあこがれから本市への移住を計画しており、住宅を建てるために当地を取得したい、譲渡人は現在市外在住であり譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内農用地区域外となっております。

農地区分につきましては3種、上下水管埋設、付近に駅、医療施設ありで見えております。

続いて3件目でございます。

場所につきましては8ページ左側を御覧ください。

5-3で表示した場所になります。

町4区、 の西6筆、計1,313㎡になります。

6ページにお戻りください。

申請目的でございますが、店舗。

理由でございますが、借受人は を経営する企業であるが、主要な道路や集落に近接し来店者が多く見込まれる当地を店舗用地として使用したい、貸付人は農業経営規模を縮小するため借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第2種中高層住居専用地域。

農地区分でございますが、3種、用途地域内で見えております。

続いて4件目でございます。

場所につきましては8ページ右側を御覧ください。

5-4で表示した場所になります。

東伊那区、 の南西1筆、42㎡になります。

6ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地。

理由でございますが、譲受人は現在の住宅地内に を設置するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内農用地区域外となっております。

農地区分につきましては消極的2種、不許可の例外として施設拡張で見えております。

以上4件につきまして御審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長

(氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは地元委員の補足説明をお願いいたします。

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

それでは、議案第8号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長

(氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第9号 農用地利用集積等促進計画案の策定について(貸借)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査

(高坂 貴和君)

議案書9ページをお開きください。

農用地利用集積等促進計画案の策定について(貸借)を御説明し、御提案とさせていただきます。

農用地利用集積等促進計画総括表を御覧ください。

公告年月日でございますが、令和8年3月31日でございます。

期間の終期でございますが、5年が田1万9,750㎡、畑2,720㎡、10年が田2万2,313㎡、畑928㎡、樹園地6,100㎡、合計5万1,811㎡でございます。

貸手が13、借手は長野県農業開発公社のため1となります。

10ページ～14ページは各筆の明細となっております。

13名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で31筆を貸し付けるということとなっております。

長野県農業開発公社が権利設定後、農地中間管理事業貸借にある担い手へ記載の内容で貸付け予定でございます。

以上について御審議をお願いします。

会 長

(氣賀澤 道雄君)

少し時間を取りますので確認をお願いします。

それから、この件について補足説明がある地元委員さんがおられましたら順次発言をお願いします。

〔各自黙読〕

会 長

(氣賀澤 道雄君)

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

中嶋委員、お願いします。

- 2 番 (中嶋 隆君)
権利の種類は貸借権設定機構っていうのと使用貸借権設定機構っていうのは違うものですか。
- 主 査 (高坂 貴和君)
こちらは自動的に判定として入ってきてしまうのですけれども、貸借権設定というのは貸借のことになりまして、使用貸借権っていうのは賃料がゼロ、お金が発生しない貸借となっております。
- 2 番 (中嶋 隆君)
賃借料がないっていうことですか。
- 主 査 (高坂 貴和君)
使用貸借権のほうはお金や物納も発生しないものとなります。
- 2 番 (中嶋 隆君)
機構が2つあるっていうことですか。
- 主 査 (高坂 貴和君)
判定として自動的に入ってきてしまうので、それを修正してなくて申し訳ないですけれども、種別としては貸借と使用貸借ということですよ。
「設定機構」という言葉が自動で入ってしまい、削除しておりませんが、種類としてはそういうことです。
- 2 番 (中嶋 隆君)
分かりました。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
ほかにありますか。
それでは、議案第9号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第9号 農用地利用集積等促進計画案の策定について(貸借)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
議案第10号 農用地利用集積等促進計画案の策定について(売買)を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
- 次 長 (山本 孝浩君)
議案書15ページを御覧ください。
議案第10号 農用地利用集積等促進計画案の策定について(売買)を御説明し、御提案とさせていただきます。

農用地利用集積等促進計画総括表を御覧ください。

このことにつきまして、公告は令和8年2月27日—あしたを予定してご
ざいます。

売買の面積は田んぼが4,155㎡、売手、買手は、ともに1となっております。
す。

この売買につきましては2月5日にあっせん審査会を開催してご
ざいます。
16ページを御覧ください。

所有権移転一覧表でございますが、対象農地1筆を長野県農業開発公社から
へ売り渡す内容のものでございます。

対価につきましては399万9,500円。

また、所有権の移転時期、対価の支払い時期、引渡し時期につきましては令
和8年3月16日となっております。

なお、この農地の以前の所有者につきましては表の左下に記載してございま
すので、御確認ください。

最後、17ページになりますが、農地の場所は、下平区にありますの北
側に位置しております。

以上、本件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

この件について補足説明がある委員さんはおられますか。

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第10号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第10号 農用地利用集積等促進計画
案の策定について(売買)は、これを原案どおり可決することに決定いたしま
した。

議案第11号 賃借料情報の区分設定及び提供について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (高坂 貴和君)

議案書18ページをお開きください。

賃借料情報の区分設定及び提供について御説明し、御提案とさせていただきます

ます。

こちらについては、毎年出しております駒ヶ根市の賃借料情報であります。

毎月の議案に掲載しておりますが、農用地利用集積計画の貸借等の部分について今年1月～12月に公告された内容の集計でございます。10アール当たりの賃借料をデータ化したものとなっております。

下のほうを見ていただきますと、1 水田の部、2 畑の部に分かれておりますので、まず水田の部のほうから御説明させていただきたいと思っております。

水田の部でございますが、地区が3つに分かれております。

1番は竜西、2番については40アール以上の下平地区の土地ですので、1番については2番を除いた下平地区が含まれております。

3番については竜東地区のデータとなっております。

1番については平均額が6,400円で、最高額が1万5,000円、最低額が800円ということになっております。

下平40アール以上の農地については、平均額が1万200円で、最高額が1万3,000円、最低額が8,000円ということでございます。

竜東地区につきましては、平均額が5,300円、最高額が1万5,672円、最低額が1,000円でございます。

続きまして2番の畑の部ですけれども、こちらについては竜西と竜東の2つに分かれております。

竜西については、データ数が2で、データ数が5未満である場合は、特定されてしまうということもあり、本年度は提示しておりません。

竜東につきましては、平均額が3,400円、最高額が8,000円、最低額が2,000円でございます。

以上でございます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

中嶋委員、お願いします。

2 番 (中嶋 隆君)

この平均額は、面積で計算されている平均額ですか、それとも筆数での平均額ですか。

主 査 (高坂 貴和君)

面積です。

2 番 (中嶋 隆君)

面積でやられているということですね。

- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
ほかにございますか。
菅沼委員。
- 24番 (菅沼 佳彦君)
データ数と金銭を伴わない賃貸借の件数、これは総数が225で、金銭を伴わないのが177ってということですか。
- 主 査 (高坂 貴和君)
データ数の225は賃料の契約のものでありまして、金銭を伴わないものの数は含んでおりません。
- 24番 (菅沼 佳彦君)
ということは、これを足したものが全体の数ってということですか。
- 主 査 (高坂 貴和君)
そうです。
例えば水田の部の1番 竜西地域の場合ですと、全体数につきましては225件と177件を足した数になりますので402件で、そのうち賃貸借のものが225件、使用貸借権——金銭を伴わないものが177件ということになります。
- 24番 (菅沼 佳彦君)
分かりました。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
ほかにありますか。
それでは、議案第11号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第11号 賃借料情報の区分設定及び提供については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。
これにて令和8年第2回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。
- 閉 会 午後3時38分